

福岡市国民健康保険に関する事務に係る「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」 の変更案の概要について

1. 意見募集の趣旨

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号、以下「番号利用法」という。）による社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、個人番号（マイナンバー）をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）を保有する事務については、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられています。

特定個人情報保護評価は、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル又は個人情報データベース等（以下「特定個人情報ファイル」という。）を保有しようとする者又は保有する者が、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための措置を講ずること、さらにこのような措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分であると認められることを自ら宣言するものです。また、過去に特定個人情報保護評価を実施した特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、特定個人情報ファイルに対して番号利用法第 28 条第 1 項の規定に基づく個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとする場合は、変更を加える前に特定個人情報保護評価を再実施することが求められています。

「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 9 号）」により、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、保険者間で被保険者資格の情報を一元的に管理する仕組みを創設すること、および令和 3 年 3 月より、保険医療機関等において療養の給付等を受ける場合の被保険者資格の確認について、個人番号カード等を利用した電子資格確認（以下「オンライン資格確認」という。）の導入が予定されています。このオンライン資格確認は、医療保険者等向け中間サーバー等において加入者等の資格履歴情報を管理し、機関別符号の取得等のオンライン資格確認関係事務を行うことが必要となるため、国保加入者の情報を提供しなければなりません。これらオンライン資格確認関係事務については、個人番号（マイナンバー）を含む特定個人情報ファイルを保有することになり、国民健康保険に関する事務で保有している特定個人情報ファイルに対して重要な変更を加えることから、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び市民の皆様の信頼を確保するため、評価書の変更案に対する意見募集を実施するものです。

2. 評価書変更案の概要

項目	内容
I 基本情報	国民健康保険に関する事務の内容について、基本情報を記載しています。 オンライン資格確認の準備業務として、事務の内容等について重要な変更を行っています。
II 特定個人情報ファイルの概要	国民健康保険に関する事務において取り扱う特定個人情報ファイルについて記載しています。 オンライン資格確認の準備業務に伴い、システムで記録されるファイル項目や、特定個人情報の保管場所等について重要な変更を行っています。
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	特定個人情報の取扱いプロセスにおいて想定されるリスクへの対策について記載しています。 オンライン資格確認の準備業務に伴い、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行う物理的対策の内容等について重要な変更を行っています。
IV～VI	IV～VIについては変更を行っていません。

3. 今後のスケジュール

項目	時期
令和 2 年 5 月 28 日～6 月 26 日	住民意見聴取の実施
令和 2 年 7 月（予定）	第三者点検
令和 2 年 8 月（予定）	個人情報保護委員会への提出・公表